

【指定生活介護】

主眼事項及び着眼点

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
第1節 一般原則			
(1) 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。	平24県条例 90第4条第1項		適・否
(2) 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。	平24県条例 90第4条第2項		
(3) 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	平24県条例 第90第4条第3項		
第2節 基本方針			
生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 (参考) 障害者総合支援法施行規則 第2条の4 法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。	平24県条例 90第79条		適・否
第3節 人員に関する基準			
1 従業者の員数			
(1) 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置く従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行なうために必要な数 二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分（基準省令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とする。 (1) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上 (2) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上 (3) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上	平24県条例 90第80条第1項 平24県条例 90第51条第1項	1 人員に関する基準 (1) 医師（基準第78条第1項第1号） 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障害の特性等に応じて必要数を配置しなければならないものであること。 なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。 また、指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することができる場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができるとする。 (2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第78条第1項第2号） これらの従業者については、指定生活介護の単位ごとに、前年度の利用者の数の平均値及び障害支援区分に基づき、次の算式により算定される平均障害支援区分に応じて、常勤換算方法により必要数を配置するものであること。 なお、平均障害支援区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受給者」という。）、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22法律第71号）による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関	適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
<p>イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とする。</p> <p>ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とする。</p>		<p>に入院していた者であって、指定生活介護の対象に該当しないものは除かれる（第553号告示参照）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(算式) $\{ (2 \times \text{区分 } 2 \text{ に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分 } 3 \text{ に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分 } 4 \text{ に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分 } 5 \text{ に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分 } 6 \text{ に該当する利用者の数}) \} / \text{総利用者数}$ </p> </div>	
<p>三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて 40又はその端数を増すごとに 1を加えて得た数以上</p>		<p>なお、平均障害支援区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。</p> <p>また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない</p> <p>(3) サービス管理責任者（基準第78条第1項第3号） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1(4)を参照されたい。</p> <p>(参考) 第四の1(4) サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な指定療養介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、療養介護計画の作成及び提供した指定療養介護の客観的な評価等を行う者であり、指定療養介護事業所ごとに、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。</p> <p>なお、サービス管理責任者と他の職務との兼務については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>指定生活介護事業所の従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。</p> <p>サービス管理責任者についても、生活介護計画の作成及び提供した指定生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。</p> <p>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであるが、当該指定生活介護事業所の利用定員が20人未満である場合には、当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能であること。</p> <p>なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められないものであることに留意されたい。</p> <p>また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの生活介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定生活介護事業所のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>(例) 利用者の数が20人の指定生活介護事業所におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合</p>	
<p>(2) (1)の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>(3) (1)の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>平24県条例 90第80条第 2項</p> <p>平24県条例 90第80条第 3項</p>	<p>(4) 指定生活介護の単位（基準第78条第3項） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(5)を参照されたい。</p> <p>なお、指定生活介護事業所において、複数の指定生活介護の単位を設置する場合にあっては、それぞれの単位ごとに平均障害支援区分を算定し、これに応じた従業者をそれぞれ必要数を配置する必要があること。</p>	

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
(4) (1)の二の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	平24県条例 90第80条第 4項	<p>(参考) 第四の1の(5)</p> <p>① サービス提供の単位（基準第50条第3項） 指定療養介護の単位とは、1日を通じて、同時に、一体的に提供される指定療養介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数の指定療養介護の単位を設置することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指定療養介護が階を隔てるなど、同時に、2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。 イ 指定療養介護の単位ごとの利用定員が20人以上であること。 ウ 指定療養介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。 <p>② サービス提供単位ごとの従業者の配置（基準第50条第4項） 指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者を確保するとは、指定療養介護の単位ごとに生活支援員について、当該指定療養介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである（例えば専従する生活支援員の場合、その員数は1人となるが提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては2人が必要となる）。</p> <p>③ 常勤の従業員の配置（基準第50条第4項） 同一事業所で複数の指定療養介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（サービス管理責任者を除く。）が必要となるものである。</p> <p>④ 従業者の員数に関する特例（基準第50条第7項及び第8項） 18歳以上の障害児入所施設入所者が、平成24年4月1日以後も引き続き必要なサービスを受けることができるよう、療養介護の指定に当たっての特例として、指定療養介護事業者が、指定医療型障害児入所施設の指定を受け、指定療養介護と指定入所支援（児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定医療型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、療養介護の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができるものである。</p> <p>また、児童福祉法による指定発達支援医療機関についても、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、療養介護の人員に関する基準をみたしているものとみなすことができるものである。</p>	
(5) (1)及び(4)に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	平24県条例 90第80条第 5項	<p>(5) 機能訓練指導員（基準第78第4項） 理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができるものであること。</p> <p>また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定生活介護事業所の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。</p>	
(6) (1)の二の生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。	平24県条例 90第80条第 6項		
(7) (1)の三のサービス管理責任者のうち、1人以上は常勤でなければならない	平24県条例 90第80条第 7項		

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
2 従たる事業所を設置する場合における特例			
(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。	平24県条例 90第81条第1項		適・否
(2) 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。 (従たる事業所に関する経過措置) 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定知的障害者授産施設が指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成18年10月1日において現に存する分場（整備省令による改正前の指定身体障害者更生施設等の整備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）第51条第1項並びに旧知的障害者更生施設等指定基準第6条第1項及び第47条の10第1項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、第81条第2項（第144条、第154条、第165条、第175条及び第187条において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。	平24県条例 90第81条第2項 平24県条例 90附則第19条		
3 管理者			
指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。 ただし、指定生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させができるものとする。	平24県条例 90第82条 (第52条準用)	(6) 管理者（基準第80条） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(7)の①を参照されたい。 (参考) 第四の1の(7) ① 管理者の専従 指定療養介護事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定療養介護事業所の管理業務に従事するものである。 ただし、以下の場合であって、当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ア 当該指定療養介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 イ 当該指定療養介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合	適・否
第4節 設備に関する基準			
1 設備			
(1) 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。	平24県条例 90第83条第1項	2 設備に関する基準（基準第81条） (1) 指定生活介護事業所 指定生活介護事業所とは、指定生活介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定生活介護を提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用するものである。	適・否
(2) (1)に規定する設備の基準は次のとおりとする。 一 訓練・作業室 ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。	平24県条例 90第83条第2項	(2) 訓練・作業室等の面積及び数 指定生活介護事業所における訓練・作業室等、面積や数の定めのない設備については、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定生活介護が提供さ	

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
<p>二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>四 便所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>(3) (1)に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。</p> <p>(4) (1)に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(身体障害者厚生施設等に関する経過措置) 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた旧身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、旧精神障害者福祉法（令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第53条第1項、第83条第1項（第145条及び第167条において準用する場合を含む。）、第155条第1項又は第176条第1項（第188条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。</p>	平24県条例 90第83条第3項 平24県条例 90第83条第4項 平24県条例 90附則第18条	れるよう、適當な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。例えば、指定生活介護事業所における生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要があること。	

第5節 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

(1) 指定生活介護事業者は、支給決定障害者等が指定生活介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、27に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定生活介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。	平24県条例 90第95条 (第10条第1項準用)	(1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第9条）（第三の3） 指定生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定生活介護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要な事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定生活介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。 なお、利用者及び指定生活介護事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 また、利用者との間で当該指定生活介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定生活介護の内容 ③ 当該指定生活介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定生活介護の提供開始年月日 ⑤ 指定生活介護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。	平24県条例 90第95条 (第10条第2項準用)		

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。	
2 契約支給量の報告等			
(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するときは、当該指定生活介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定生活介護の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。	平24県条例90第95条（第11条第1項準用）	(2) 契約支給量の報告等（基準第10条）（第三の3） 基準第93条の規定により準用される第10条については、次とおり取り扱うものとする。 ① 契約支給量等の受給者証への記載 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定生活介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定生活介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。 なお、当該契約に係る指定生活介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定生活介護の量を記載することとしたものである。	適・否
(2) (1)の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。	平24県条例90第95条（第11条第2項準用）	② 契約支給量 同条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。	
(3) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。	平24県条例90第95条（第11条第3項準用）	③ 市町村への報告 同条第3項は、指定生活介護事業者は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならないこととしたものである。	
(4) (1)から(3)までの規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。	平24県条例90第95条（第11条第4項準用）		
3 提供拒否の禁止			
指定生活介護事業者は、正当な理由がなく、指定生活介護の提供を拒んではならない。	平24県条例90第95条（第12条準用）	(3) 提供拒否の禁止（基準第11条）（第三の3） 指定生活介護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合（②を除く） ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難な場合 ④ 入院治療が必要な場合である。	適・否
4 連絡調整に対する協力			
指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	平24県条例90第95条（第13条準用）	(4) 連絡調整に対する協力（基準第12条）（第三の3） 指定生活介護事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。	適・否
5 サービス提供困難時の対応			
指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	平24県条例90第95条（第14条準用）	(5) サービス提供困難時の対応（基準第13条）（第三の3） 指定生活介護事業者は、基準第11条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、基準第13条の規定により、適当な他の指定生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。	適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
6 受給資格の確認			
指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。	平24県条例90第95条（第15条準用）	(6) 受給資格の確認（基準第14条）（第三の3） 指定生活介護の利用に係る介護給付費を受けることができるのは、支給決定障害者等に限られるものであることを踏まえ、指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめなければならないこととしたものである。	適・否
7 介護給付費の支給の申請に係る援助			
(1) 指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	平24県条例90第95条（第16条第1項準用）	(7) 介護給付費の支給の申請に係る援助（基準第15条）（第三の3） ① 支給決定を受けていない利用者 基準第15条第1項は、支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。	平24県条例90第95条（第16条第2項準用）	② 利用継続のための援助 同条第2項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。	適・否
8 心身の状況等の把握			
指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	平24県条例90第95条（第17条準用）		適・否
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等			
(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	平24県条例90第95条（第18条第1項準用）		適・否
(2) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	平24県条例90第95条（第18条第2項準用）		適・否
10 サービスの提供の記録			
(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、当該指定生活介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定生活介護の提供の都度記録しなければならない。	平24県条例90第95条（第20条第1項準用）	(10) サービスの提供の記録（基準第19条）（第三の3） ① 記録の時期 基準第19条第1項は、利用者及び指定生活介護事業者が、その時点での指定生活介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際には、当該指定生活介護の提供日、提供したサービスの具体的な内容（例えは、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定生活介護を提供したことについて確認を受けなければならない。	平24県条例90第95条（第20条第2項準用）	② 利用者の確認 同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。	適・否
11 指定生活介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等			
(1) 指定生活介護事業者が、指定生活介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求める能够性のあるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便宜を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適當であるものに限るものとする。	平24県条例90第95条（第21条第1項準用）	(11) 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準第20条）（第三の3） 指定生活介護事業者は、基準第21条第1項から第3項に規定する額の他曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便宜を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることが差し支えないものである。 ① 指定生活介護のサービス提供の一環として行われるもの	適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払いについては、この限りでない。	平24県条例 90第95条 (第21条第2項準用)	ではないサービスの提供に要する費用であること。 ② 利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること	

12 利用者負担額等の受領

(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。	平24県条例 90第84条第1項	(1) 利用者負担額等の受領（基準第82条）（第五の3） ① 利用者負担額の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の①、②、④及び⑤を参照されたい。 (参考) 第三の3の(11) ① 利用者負担額の受領 基準第21条第1項は、指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定居宅介護についての利用者負担額として、法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額）の支払を受けなければならないことを規定したものである。 なお、法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。	平24県条例 90第84条第2項	② 法定代理受領を行わない場合 同条第2項は、指定居宅介護事業者が法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該指定居宅介護につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護に要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該居宅介護に要した費用の額）の支払を受けるものとしたものである。	
(3) 指定生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。 一 食事の提供に要する費用 二 創作的活動に係る材料費 三 日用品費 四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることができるもの	平24県条例 90第84条第3項	② その他受領が可能な費用の範囲（第五の3） 基準第82条第3項は、指定生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、 ア 食事の提供に要する費用 イ 創作活動に係る材料費 ウ 日用品費 エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 なお、エの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日障発第1206002号当職通知）によるものとする。	
(4) (3)の一に掲げる費用については、基準省令第82条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	平24県条例 90第84条第4項		
(5) 指定生活介護事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。	平24県条例 90第84条第5項	(参考) 第三の3の(11) ④ 領収証の交付 同条第4項は、前3項の規定による額の支払を受けた場合は当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。	
(6) 指定生活介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。	平24県条例 90第84条第6項	⑤ 利用者の事前の同意 同条第5項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ることとしたものである。	

13 利用者負担額に係る管理

指定生活介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受け、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護及び他の指定障害福祉サー	平24県条例 90第95条 (第23条準	(12) 利用者負担額に係る管理（基準第22条）（第三の3） 指定生活介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受け、利用者負担額等に係る管理を行うこととされたが、その	適・否
--	----------------------------	---	-----

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
ビス等を受けたときは、当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。	用)	具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。 ※通知 「介護給付費等に係る支給決定事務等（事務処理要領）」	

14 介護給付費の額に係る通知等

(1) 指定生活介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。	平24県条例90第95条（第24条第1項準用）	(13) 介護給付費の額に係る通知等（基準第23条）（第三の3） ① 利用者への通知 基準第23条第1項は、指定生活介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。	平24県条例90第95条（第24条第2項準用）	② サービス提供証明書の利用者への交付 同条第2項は、基準第21条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他利用者が市町村に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。	

15 指定生活介護の取扱方針

(1) 指定生活介護事業者は、16の(1)に規定する生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとなるよう配慮しなければならない。	平24県条例90第95条（第59条第1項準用）	(6) 指定生活介護の取扱方針（基準第57条）（第四の3）	適・否
(2) 指定生活介護事業所の従業者は、指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	平24県条例90第95条（第59条第2項準用）	① 基準第57条第2項に規定する支援上必要な事項とは、指定生活介護計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。	
(3) 指定生活介護事業者は、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	平24県条例90第95条（第59条第3項準用）	② 同条第3項は、指定生活介護事業者は、自らその提供する指定生活介護の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。	

16 生活介護計画の作成等

(1) 指定生活介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定生活介護に係る個別支援計画（以下「生活介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。	平24県条例90第95条（第60条第1項準用）	(7) 生活介護計画の作成等（基準第58条）（第四の3） ① 生活介護計画 基準第58条においては、サービス管理責任者が作成すべき生活介護計画について規定している。生活介護計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した書面である。また、生活介護計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。	適・否
(2) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	平24県条例90第95条（第60条第2項準用）		
(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	平24県条例90第95条（第60条第3項準用）		

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて生活介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。	平24県条例90第95条（第60条第4項準用）	② サービス管理責任者の役割 サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定生活介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、生活介護計画の原案を作成し、以下の手順により生活介護計画に基づく支援を実施するものである。 ア 利用者に対する指定生活介護の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、生活介護計画の原案について意見を求めること イ 当該生活介護計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること ウ 利用者へ当該生活介護計画を交付すること エ 当該生活介護計画の実施状況の把握及び生活介護計画の見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて生活介護計画の変更を行う必要があること。）を行うこと	
(5) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定生活介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、(4)に規定する生活介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	平24県条例90第95条（第60条第5項準用）		
(6) サービス管理責任者は、(4)に規定する生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	平24県条例90第95条（第60条第6項準用）		
(7) サービス管理責任者は、生活介護計画を作成した際には、当該生活介護計画を利用者に交付しなければならない。	平24県条例90第95条（第60条第7項準用）		
(8) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画の変更を行うものとする。	平24県条例90第95条（第60条第8項準用）		
(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一 定期的に利用者に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平24県条例90第95条（第60条第9項準用）		
(10) (2)から(7)までの規定は、(8)に規定する生活介護計画の変更について準用する。	平24県条例90第95条（第60条第10項準用）		

17 サービス管理責任者の責務

サービス管理責任者は、16に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の従事者に対する技術指導及び助言を行うこと。

平24県条例90第95条（第61条準用）	(8) サービス管理責任者の責務（基準第59条）（第四の3） サービス管理責任者は、生活介護計画の作成のほか、次の業務を担うものである。 ① 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと ② 指定生活介護事業所を退院し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと ③ 他の従業者に対して、指定生活介護の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと。	適・否
----------------------	--	-----

18 相談及び援助

指定生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

平24県条例90第95条（第62条準用）	(9) 相談及び援助（基準第60条）（第四の3） 基準第60条は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的にサービスを利用する利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。	適・否
----------------------	---	-----

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
19 介護			
(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。	平24県条例 90第85条第1項	(2) 介護（基準第83条）（第五の3） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(11)を参照されたい。 なお、基準第83条第5項に規定する「常時1人以上の従業者を介護に従事させる」とは、適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員等の勤務体制を組む場合（複数の指定生活介護の単位を設置し、指定生活介護を提供する場合を含む。）は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員等の配置を行わなければならないものである。 また、指定生活介護の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。 (参考) 第四の3の(11)（基準第62条） ① 利用者への配慮 指定療養介護の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、療養介護計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。 ② 排せつの介護 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。 また、利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。	平24県条例 90第85条第2項		
(3) 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。	平24県条例 90第85条第3項		
(4) 指定生活介護事業者は、(1)から(3)までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。	平24県条例 90第85条第4項		
(5) 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。	平24県条例 90第85条第5項		
(6) 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	平24県条例 90第85条第6項		
20 生産活動			
(1) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。	平24県条例 90第86条第1項	(3) 生産活動（基準第84条）（第五の3） 生産活動を実施するに当たっては、次の事項について留意すること。 ① 生産活動の内容（基準第84条第1項） 生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するよう努めるほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。	平24県条例 90第86条第2項	② 生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮（基準第84条第2項） 指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならないものである。	
(3) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。	平24県条例 90第86条第3項	③ 障害特性を踏まえた工夫（基準第84条第3項） 指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たり、実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならないものである	
(4) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	平24県条例 90第86条第4項	④ 生産活動の安全管理（基準第84条第4項） 指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務があるものである。	
21 工賃の支払			
指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。	平24県条例 90第87条	(4) 工賃の支払（基準第85条）（第五の3） 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。 なお、この場合の指定生活介護事業所における会計処理については、社会福祉法人が設置する指定生活介護事業所の場合は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1	適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を、社会福祉法人以外の法人が設置する指定生活介護事業所の場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援第1002001号社会・援護局長通知）を参照されたい。	
21の2 職場への定着のための支援等の実施			
(1) 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	平24県条例90第87条の2第1項	(4) の2 職場への定着のための支援等の実施（基準第85条の2）（第五の3） 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護を受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。 また、当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該指定生活介護事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定生活介護事業者は就職後6月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げよう努めること。 当該生活介護事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定生活介護事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げよう努めること。 なお、就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。	平24県条例90第87条の2第2項		
22 食事			
(1) 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	平24県条例90第88条第1項	(5) 食事の提供（基準第86条）（第五の3） ① 栄養管理等 食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定生活介護事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。 ア 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。 イ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 ウ 適切な衛生管理がなされていること。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。	平24県条例90第88条第2項		
(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	平24県条例90第88条第3項		
(4) 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	平24県条例90第88条第4項	② 外部委託との関係 食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定生活介護事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。	
23 緊急時等の対応			
従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	平24県条例90第95条（第29条準用）	(17) 緊急時の対応（基準第28条）（第三の3） 従業者が現に指定生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。	適・否
24 健康管理			
指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意とともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。	平24県条例90第89条	(6) 健康管理（基準第87条）（第五の3） 利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。	適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
25 支給決定障害者に関する市町村への通知			
<p>指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わぬことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平24県条例90第90条	<p>(7) 支給決定障害者に関する市町村への通知（基準第88条）（第五の3）</p> <p>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(14)を参照されたい。</p> <p>（参考）第四の3の(14)（基準第65条）</p> <p>法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができるにかんがみ、指定療養介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならぬこととしたものである。</p>	適・否
26 管理者の責務			
<p>(1) 指定生活介護事業所の管理者は、当該指定生活介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>(2) 指定生活介護事業所の管理者は、当該生活介護事業所の従業者に、「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	平24県条例90第95条 （第68条第1項準用） 平24県条例90第95条 （第68条第2項準用）	<p>(15) 管理者の責務（基準第66条）（第四の3）</p> <p>指定生活介護事業所の管理者の責務として、指定生活介護事業所の従業者の管理及び指定生活介護事業所の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定生活介護事業所の従業者に基準第3章第4節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>	適・否
27 運営規程			
<p>指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（33において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 利用定員</p> <p>五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p>	平24県条例90第91条	<p>(8) 運営規程（基準第89条）（第五の3）</p> <p>指定生活介護事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定生活介護の提供を確保するため、基準第89条第1号から第12号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定生活介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 従業者の職種、員数及び職務の内容（第2号）（第三の3(20)）</p> <p>従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第9条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。</p> <p>② 利用定員（第4号）</p> <p>利用定員は、指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。</p> <p>③ 支給決定障害者等から受領する費用の額（第三の3(20)）</p> <p>指定生活介護に係る利用者負担額のほか、基準第21条第3項に規定する額を指すものであること。（12 利用者負担額等の受領参照）</p> <p>④ 通常の事業の実施地域（第6号）</p> <p>通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。</p> <p>また、指定生活介護事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定生活介護の利用が図られるよう、指定生活介護事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。</p>	適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類		<p>⑤ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類（第三の3(20)）</p> <p>指定生活介護事業者は、障害種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の障害特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。この場合、当該対象者から指定生活介護の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定生活介護の提供を拒んではならないものであること。</p>	
十一 虐待の防止のための措置に関する事項		<p>⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項（第三の3(20)）</p> <p>「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定生活介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） オ 基準第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること 等を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。 	
十二 その他運営に関する重要事項		<p>③ その他運営に関する重要事項（第12号）</p> <p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>	

28 勤務体制の確保等

(1) 指定生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定生活介護を提供できるよう、指定生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。	平24県条例90第95条（第70条第1項準用）	(17) 勤務体制の確保等（基準第68条）（第四の3） 利用者に対する適切な指定生活介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。 ① 基準第68条第1項は、指定生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定生活介護の単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、当該指定生活介護事業所の従業者によって指定生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	平24県条例90第95条（第70条第2項準用）	② 同条第2項は、指定生活介護事業所は原則として、当該指定生活介護事業所の従業者によって指定生活介護を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。	
(3) 指定生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。	平24県条例90第95条（第70条第3項準用）	③ 同条第3項は、指定生活介護事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定生活介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。	
4 指定生活介護事業者は、適切な指定生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	平24県条例90第95条（第70条第4項準用）	④ 同条第4項の規定は、基準第33条第4項の規定と基本的に同趣旨であるため、第三の1の(22)を参照されたいこと。 (参考) 第三の1の(22)④ ④ 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）	

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		<p>第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。</p> <p>指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。</p> <p>なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>ア 指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容 指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p>a 指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための指定居宅介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> <p>イ 指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。</p>	

26 業務継続計画の策定等

(1) 指定生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

平24県条例
90第95条
(第34条の
2第1項準
用)

(23) 業務継続計画の策定等（基準第33条の2）（第三の3）
 ① 基準第33条の2は、指定生活介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定生活介護の提供を受けられるよう、指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33条の2に基づき指定生活介護事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
(2) 指定生活介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	平24県条例90第95条（第34条の2第2項準用）	<p>また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p> <p>② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 <p>③ 従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。</p> <p>従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定生活介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。</p> <p>なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>	
(3) 指定生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	平24県条例90第95条（第34条の2第3項準用）		

29 定員の遵守

指定生活介護事業者は、利用定員を超えて指定生活介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

平24県条例90第95条（第71条準用）

(29) 定員の遵守（基準第69条）

基準第93条の規定により準用される第69条については、次のとおり取り扱うものとする。

利用者に対する指定生活介護の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定生活介護事業所が定める利用定員（指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定生活介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。

ア 1日当たりの利用者の数

（I）利用定員50人以下の指定生活介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごと

適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		<p>の利用者の数。（II）及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。（II）及びイにおいて同じ。）に150%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>（II）利用定員51人以上の指定生活介護事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p>	

30 非常災害対策

(1) 指定生活介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する計画は、指定生活介護事業所の置かれた状況に応じて、火災、風水害、地震及び津波その他の災害の態様ごとに非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

(2) 指定生活介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(3) 指定生活介護事業者は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない

平24県条例
90第95条
(第72条第1項準用)

平24県条例
90第95条
(第72条第2項準用)

平24県条例
90第95条
(第72条第3項準用)

(19) 非常災害対策（基準第70条）（第四の3）

① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。

② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

③ 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるとしているものである。

⑤ 基準第70条第3項は、指定生活介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。

適・否

31 衛生管理等

(1) 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

(2) 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

平24県条例
90第92条第1項

平24県条例
90第92条第2項

(9) 衛生管理等（基準第90条）（第五の3）

指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(20)を参照されたい。

（参考）第四の3の(20)（基準第71条）

① 指定療養介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るために、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、このほか、次の点に留意するものとする。

ア 指定療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。

適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。		<p>※通知 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」 「腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について」 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」 「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」</p> <p>② 基準第71条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定療養介護事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 また、指定療養介護事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 指定療養介護事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、指定療養介護事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。 また、発生時における指定療養介護事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。</p> <p>ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定療養介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。 また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定療養介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定療養介護事業所の実態に応じ行うこと。</p>	
三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。			

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		<p>エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。</p> <p>訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定療養介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>	
32 協力医療機関			
(1) 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。	平24県条例90第93条	(10) 協力医療機関等（基準第91条）（第五の3） 協力医療機関は、指定生活介護事業所から近距離にあることが望ましいものであること。	適・否
33 掲示			
(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、32の協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。	平24県条例90第94条第1項	<p>(11) 掲示（基準第92条） 基準第92条の規定は、基準第35条と基本的に同趣旨であるため、第四の3の(21)を参照されたい。</p> <p>第三の3の(25) (25) 掲示（基準第35条） ① 基準第35条第1項は、指定居宅介護事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を指定居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。</p> <p>ア 指定居宅介護事業所の見やすい場所とは、重要な事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>② 同条第2項は、重要な事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができるることを規定したものである。</p>	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。	平24県条例90第94条第2項		
29 身体拘束等の禁止			
(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。	平24県条例90第95条（第36条の2第1項準用）	(26) 身体拘束等の禁止（基準第35条の2）（第三の3） ① 基準第35条の2第1項及び第2項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。	平24県条例90第95条（第36条の2第2項準用）	② 同条第3項第1号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。	
(3) 指定生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	平24県条例90第95条（第36条の2第3項準用）	なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。 指定居宅介護事業所が、報告、改善の方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留	

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否	
<p>二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>		<p>意することが必要である。 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。</p> <p>ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>③ 同条同項第2号の指定居宅介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>④ 同条同項第3号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である。 なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一緒に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。</p>		
34 秘密保持等	<p>(1) 指定生活介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>平24県条例90第95条（第37条第1項準用）</p> <p>平24県条例90第95条（第37条第2項準用）</p>	<p>(27) 秘密保持等（基準第36条）（第三の3）</p> <p>① 基準第36条第1項は、指定生活介護事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定生活介護事業者に対して、過去に当該指定生活介護事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。</p>	適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
(3) 指定生活介護事業者は、他の指定生活介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。	平24県条例90第95条（第37条第3項準用）	③ 同条第3項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定生活介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。	
35 情報の提供等			
(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定生活介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	平24県条例90第95条（第38条第1項準用）		適・否
(2) 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。	平24県条例90第95条（第38条第2項準用）		
36 利益供与等の禁止			
(1) 指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定生活介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	平24県条例90第95条（第39条第1項準用）	②8) 利益供与等の禁止（基準第38条）（第三の3） ① 基準第38条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定生活介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定生活介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	平24県条例90第95条（第39条第2項準用）	② 同条第2項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定生活介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない旨を規定したものである。	
37 苦情解決			
(1) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	平24県条例90第95条（第40条第1項準用）	②9) 苦情解決（基準第39条）（第三の3） ① 基準第39条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	平24県条例90第95条（第40条第2項準用）	② 同条第2項は、苦情に対し指定生活介護事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定生活介護事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定生活介護事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。	
(3) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	平24県条例90第95条（第40条第3項準用）	③ 同条第3項は、住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村が、指定生活介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。	
(4) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	平24県条例90第95条（第40条第4項準用）		

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
(5) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に 関し、法第48条第1項の規定により知事又は市町村長が行 う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示 の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業 所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及 び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村 長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から 指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って 必要な改善を行わなければならない。	平24県条例 90第94条 (第40条第 5項準用)		
(6) 指定生活介護事業者は、知事、市町村又は市町村長か ら求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を 知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。	平24県条例 90第95条 (第40条第 6項準用)		
(7) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する 運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は あっせんにできる限り協力しなければならない。	平24県条例 90第95条 (第40条第 7項準用)	④ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会 の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決につ いて相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委 員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできる だけ協力することとしたものである。	

38 事故発生時の対応

(1) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護 の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利 用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じな ければならない。	平24県条例 90第95条 (第41条第 1項準用)	(30) 事故発生時の対応（基準第40条）（第三の3） 利用者が安心して指定生活介護の提供を受けられるよう、 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供 により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利 用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講 じ、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事 故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなら ないこととしたものである。 このほか、次の点に留意するものとする。 ① 利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発 生した場合の対応方法については、あらかじめ指定生 活介護事業者が定めておくことが望ましいこと。 また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設 置することや救命講習等を受講することが望ましいこ と。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、 緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連 携を構築することでも差し支えない。 ② 指定生活介護事業者は、賠償すべき事態において速 やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておく ことが望ましいこと。 ③ 指定生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原 因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。 なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマ ネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3 月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討 会）が示されているので、参考にされたい。	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に 際して採った処置について、記録しなければならない。	平24県条例 90第95条 (第41条第 2項準用)		
(3) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護 の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償 を速やかに行わなければならない。	平24県条例 90第95条 (第41条第 3項準用)		

35 虐待の防止

指定生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止す るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定生活介護事業所における虐待の防止のための 対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。）を定期的に開催するととも に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、虐 待の防止のための研修を定期的に実施すること。 三 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を 置くこと。	平24県条例 90第95条 (第41条の 2準用)	(31) 虐待の防止（基準第40条の2）（第三の3） ① 同条第1号の虐待防止委員会の役割は、 ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労 働環境・条件を確認・改善するための実施計画づ くり、指針の作成） ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こり やすい職場環境の確認等） ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその 疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検 討、実行） の3つがある。 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割 分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置） を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、 利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等 も加えることが望ましい。 なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可 能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所 の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人 数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底す ることが必要である。 なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催す ることが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係 する職種等が相互に関係が深いと認めることが可能であるこ とから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差	適・否
---	------------------------------------	--	-----

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		<p>し支えない。</p> <p>指定生活介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>具体的には、次のような対応を想定している。</p> <p>ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。</p> <p>ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。</p> <p>オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。</p> <p>カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>② 指定生活介護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。</p> <p>ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方</p> <p>イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 虐待発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>③ 同条第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定生活介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。</p> <p>なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p> <p>④ 同条第3号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。</p>	

39 会計の区分

指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

平24県条例
90第95条
(第42条準用)

(28) 会計の区分（基準第41条）（第三の3）

指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならぬこととしたものである。

適・否

41 地域との連携等

指定生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

平24県条例
90第95条
(第76条準用)

(22) 地域との連携等（基準第74条）（第四の3）

指定生活介護事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
42 記録の整備			
(1) 指定生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。	平24県条例 90第95条 (第77条第1項準用)	(23) 記録の整備（基準第75条）（第四の3） 指定生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。 なお、基準第75条第2項により、指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該生活介護を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかなければならぬとしたものである。 ① 指定生活介護に関する記録 ア 基準第58条第1項に規定する生活介護計画 イ 基準第53条の2第1項に規定するサービスの提供の記録 ウ 基準第76条において準用する基準第35条の2第2項に規定する身体拘束等の記録 エ 基準第76条において準用する基準第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 オ 基準第76条において準用する基準第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ② 基準第65条に規定する市町村への通知に係る記録	適・否
(2) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。 一 生活介護計画 二 サービスの提供の記録 三 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 四 身体拘束等の記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平24県条例 90第95条 (第77条第2項準用)		
第6節 多機能型に関する特例			
1 従業者の員数等に関する特例			
(1) 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う。）並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援条例第67条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができます。	平24県条例 90第202条 第1項	第十六 多機能型に関する特例 1 従業員の員数等に関する特例 (1) 常勤の従業者の員数の特例（基準第215条第1項） 利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1人以上とすること。	適・否
(2) 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができます。 一 利用者の数の合計が60以下 1以上 二 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	平24県条例 90第202条 第2項	(2) サービス管理責任者の員数の特例（基準第215条第2項） 多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、 ① 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合は、1人以上 ② 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合は、1人に60人を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上とすること。 (3) その他の留意事項 多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり、当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。 なお、各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあっては、サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能であること。	
2 設備の特例			
多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平24県条例 90第203条	2 設備の特例（基準第216条） 多機能型による各指定障害福祉サービス事業所の設備については、当該各指定障害福祉サービスごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して	適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。	
第7節 変更の届出等			
指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	法第46条第1項 施行規則第34条の23		適・否
第8節 共生型障害福祉サービスに関する基準			
1 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準			
生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援条例第67条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	平24県条例90第95条の2	<p>4 共生型障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等、指定通所介護事業者等、指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（基準93条の2、第93条の3及び第93条の4）</p> <p>生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う児童福祉法による指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、介護保険法による指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 従業者の員数</p> <p>指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型生活介護を受ける利用者（障害者）の数を含めて当該指定児童発達支援事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、共生型生活介護の管理者と指定児童発達支援等の管理者を兼務することは差し支えないこと</p> <p>② 設備</p> <p>指定児童発達支援事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について障害者が使用するものに適したものとするよう配慮すること。</p> <p>なお、当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテイション等の仕切りは、不要であること。</p> <p>③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定児童発達支援事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p>	適・否
一 指定児童発達支援事業所（指定通所支援条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第202条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援条例第67条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第202条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援条例第66条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。			
二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。			
2 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準			
共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	平24県条例90第95条の3		適・否
一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等条例第101条第1			

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
項又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等条例第98条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。			
二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。			
三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。			

3 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準

共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	平24県条例 90第95条の 4		適・否
一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援条例第55条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援条例第72条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。			

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否								
<p>二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。</p>											
<table border="1"> <tr> <td>登録定員</td><td>通いサービスの利用定員</td></tr> <tr> <td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr> <tr> <td>28人</td><td>17人</td></tr> <tr> <td>29人</td><td>18人</td></tr> </table>	登録定員	通いサービスの利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人			
登録定員	通いサービスの利用定員										
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										
<p>三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。</p> <p>四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>											
4 準用											
第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。	平24県条例 90第95条の5	<p>(2) 準用（基準第93条の5）</p> <p>① 基準第93条の5の規定により、基準第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第77条、第79条及び前節（第93条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用されるものであるため、第三の3の(1)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(23)及び(26)から(32)まで、第四の1の(7)、第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)から(19)まで、(22)、(23)まで、第五の3（(12)を除く）を参照されたい。</p> <p>② ①により準用される第10条については、第五の3の(12)の②のとおり取り扱うものとする。</p>	適・否								

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		<p>③ ①により準用される基準58条で定める生活介護計画について、指定児童発達支援事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するよう努めること。その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</p> <p>④ ①により準用される基準第69条及び第89条第4号については、第五の3の(12)の③のとおり取り扱うものとする。</p> <p>この場合において、共生型生活介護の利用定員は、共生型生活介護の指定を受ける指定児童発達支援事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</p> <p>(例) 定員20人の場合、利用日によって、共生型生活介護の利用者が10人、指定通所介護等の利用者が10人であっても、共生型生活介護の利用者が5人、指定通所介護等の利用者が15人であっても、差し支えない。</p> <p>(3) その他の共生型サービスについて 高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、 <ul style="list-style-type: none"> ・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの ・ 法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護）について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの ・ 介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、障害福祉制度の基準該当サービスを活用して一体的にサービス提供しているもの <p>についても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。</p> <p>(4) その他の留意事項 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。 このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供すること。</p> </p>	

電磁的記録等

(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの

（第十一條第一項（第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条、第九十五条の五、第百二十三条、第百四十九条、第百四十九条の四、第百五十九条、第百五十九条の四、第百七十二条、第百八十五条、第百九十一条、第百九十四条の十二、第百九十四条の二十並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条（第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第百十条、第百十一条の四、第百二十三条、第百四十九条、第百四十九条の四、第百五十九条、第百五十九条の四、第百七十二条、第百八十五条、第百九十一条、第百九十四条、第百九十四条の十二、第百九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第一百四条第一項（第百十条の四において準用する場合を含む。）、第一百九十八条の三第一項（第二百一条の十一及び第二百一条の二十二において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）

については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

平24県条例
90第211条
第1項

2 文書の取扱いについて

(1) 電磁的記録について

基準第224条第1項は、指定障害福祉サービス事業者及びその従業者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができるとしたものである。令和3年7月1日施行予定。

- ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
- ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。
 - ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
 - イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- ③ その他、基準第224条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。
- ④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
<p>(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>	平24県条例 90第211条 第2項	<p>(2) 電磁的方法について</p> <p>基準第224 条第2項は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、締結その他これに類するものをいう。)について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。</p> <p>令和3年7月1日施行予定。</p> <p>① 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。</p> <p>ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、基準第9条第1項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>a 電子情報処理組織を使用する方法のうち(a)又は(b)に掲げるもの</p> <p>(a) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>(b) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された基準第9条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法 (電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>b 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに基準第9条第1項に規定する重要事項を記録したもの交付する方法</p> <p>イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>ウ アaの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>エ 事業者等は、アの規定により基準第9条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>a アのa及びbに規定する方法のうち事業者等が使用するもの</p> <p>b ファイルへの記録の方式</p> <p>オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、基準第9条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>③ 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>④ その他、基準第224 条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p>	